

日本イスパニヤ学会奨励賞規定

(目的)

第1条 この規定は、スペイン語諸国の言語・文学など文化一般の研究を促進し、さらなる発展に資するために、将来の活躍が期待される業績をあげた本学会会員を表彰する制度を定める。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は「日本イスパニヤ学会奨励賞」とする。

(受賞資格)

第3条 スペイン語諸国の言語・文学など一般の究に関して将来の活躍が期待される業績を上げた者で以下の条件を満たす会員。

- (1)本学会機関誌 HISPANICA の、受賞年に発刊した、あるいは発刊が予定されている号に論文(単著)が掲載された者または掲載が決定した者。
- (2)受賞時に大学院生である者、または常勤職(任期のあるなしを問わない)に就いていない者。
- (3)論文投稿時に奨励賞申請書(有資格届)(A4一枚に氏名、会員番号、住所等連絡先、履歴、主な業績、指導教員名を記載。資格あることを明記し、自署で申請する。和文または西文)を提出した者。
- (4)過去に本学会奨励賞の受賞経験がない者。

(選考対象)

第4条 本学会機関誌 HISPANICA の、受賞年に発刊した、あるいは発刊が予定されている号に掲載された論文または掲載が決定した論文を選考対象とする。

(授賞の数)

第5条 毎年3名以内とする。ただし、授賞に該当する者がいない年もあり得る。

2. 前項の規定にもかかわらず、1年に2号以上の機関誌が編纂された年度においては、理事会において別に定める。

(授賞対象者の選考と決定)

第6条 授賞対象者は理事会が選考し、決定する。原則として年次大会終了までに決定するものとする。

第7条 理事会は、機関誌編集委員より文書で意見を求めるものとする。

2. 必要に応じてその他の者からも意見を聴取することができる。

(授賞)

第8条 授賞対象者に対し決定後速やかに通知するとともに、表彰状および副賞10万円を授与する。また、受賞者の氏名、所属(または略歴)、専門を学会ウェブページと会報で公表する。

第9条 本規定の改廃は、理事会の議決によるものとする。

付則

1. この規定は2006年4月1日から施行する。

2008年10月11日改訂。